

岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舍賄業務委託契約書（案）

岩手県（以下「発注者」という。）と []（以下「受注者」という。）とは、岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舍賄業務の実施を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 発注者は、別紙仕様書に従って行う岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舍賄業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

2 受注者は、委託業務の実施にあたってはこの委託契約書及び仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2条 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3条 委託料は、年額 []円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 []円）とする。

2 発注者は、前項の委託料を実施月の翌月以降に、 []円ずつ支払うものとする。

第4条 契約保証金は []円とする。

第5条 受注者は、毎週の委託業務が完了したときは、完了報告書（様式第1号-2）を、毎月の委託業務が完了したときは、完了報告書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により完了報告書（様式第1号）の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第6条 受注者は、第5条第2項（第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、委託料請求書（様式第2号）を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託料を支払うものとする。

第7条 発注者は、第5条第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

2 受注者は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を発注者に報告するものとする。

3 第5条第2項の規定は、前項の規定により受注者から報告があった場合について準用する。

第8条 受注者は、委託業務に従業員を従事させるにあたってはその名簿（様式第3号）を発注者に提出しなければならない。

第9条 発注者は、自己の帰すべき理由により、第6条第2項の規定による委託料の支払いを遅延した場合は、約定期間満了の日から支払いをする日数に応じ当該未払額につき、年（※注1）パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

第11条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、業務に関する指示の変更内容を受注者に通知することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 発注者は、受注者が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第7条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第14条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象等（以下「天災等」という。）、受注者の責めに帰すことができないものにより業務実施場所の状態が著しく変動し受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか必要があると認めるときは、受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。この場合において、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき又は受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められる者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第16条 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第17条 受注者は、第13条又は第15条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納入しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき、年（※注1）パーセントの割合で計算した延滞金を発注者に納付するものとする。

第18条 第13条又は第15条の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を発注者に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第19条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由により、業務を欠いた場合は、受注者から違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から履行部分又は履行部分相当額を控除した額に対して業務を欠いた日1日につき、年（※注2）パーセントの割合で計算した額とする。

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定による変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定による業務の中止期間が6月を超えたとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第21条 受注者は、発注者の許可又は承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 受注者は、委託業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第22条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与え、又は発注者の施設等を滅失若しくはき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第23条 受注者は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第24条 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第25条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第26条 受注者は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たものについては、この限りでない。

第27条 調理業務に従事する職員の休憩室6.48平方メートルについては、発注者が提供する。

第28条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し発注者及び受注者がそれぞれ記名押印して、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県立千厩高等技術専門校
校長  印

受注者  印

※注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

※注2 令和7年4月1日において適用される岩手県会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報記録された資料は、業務完了後 (※使用する必要がなくなった場合は、) 直ちに (※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する) ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する (※必要がある) ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。